

5. 団地の選び方

各回の募集要項にある「空き部屋一覧」の中から1つ選んでください。

また、下記の住宅については、申込資格のある方のみ申し込むことが可能です。申込資格に該当しているかご確認のうえお申込みください。

① 単身者用住宅

住戸タイプが1DK・2DKの部屋が対象となります。

※申込資格・・・8ページの⑧を参照。

※対象団地・・・別表2「単身者申込可能一般住宅」を参照。

② 車イス専用住宅

車イスを常用する方専用の部屋であり、全て1階となります。

車イス専用住宅の入居資格を満たさなくなった場合、部屋を明け渡していただきます。ただし、市営住宅の入居資格を有し、引き続き市営住宅への入居を希望するときは、松山市が指定する方法で、他の市営住宅に引っ越していただきます。

※申込資格・・・8ページの⑨を参照。

※対象団地・・・別表2「車イス専用住宅」を参照。

③ 大家族世帯専用住宅

住戸タイプが4DKの部屋が対象となります。

※申込資格・・・8ページの⑩を参照。

※対象団地・・・別表1に表記された団地のうち、4DKを含む団地。

④ 母子世帯向住宅

入居者は母子世帯(配偶者のいない女性と扶養している満20歳未満の子からなる世帯)に限られ、世帯員である子(最年少児)が満20歳になった場合など、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合には、部屋を明け渡していただきます。

最年少児の転出等で母子世帯でなくなったことにより、母子世帯向住宅の入居資格を満たさなくなった場合、市営住宅の入居資格を有し、引き続き市営住宅への入居を希望するときは、松山市が指定する方法で、他の市営住宅に引っ越していただきます。

※申込資格・・・8ページの⑪を参照。

※対象団地・・・小栗団地

⑤高齢者世話付住宅

高齢者が、より安全で快適な生活を営むことができるように、在宅生活を支援することを目的とした住宅で、次のような特徴があります。

- ・段差の解消や手すりの取付、緊急通報システムの設置など、高齢者が安全に生活できるための設備が整備されています。
 - ・日中は、生活援助員が同じ団地内の高齢者相談室に勤務し、入居者の生活援助をしています(夜間は緊急通報システムでの対応となります)。
 - ・緊急時には、各住戸の浴室、トイレ、和室、洋室に設けた呼出ボタンにより、非常呼出しを行うことができます。
- ※住宅使用料・駐車場使用料のほかに、生活援助員の仕事に要する費用の一部を入居者の皆様に負担していただきます。皆様の市民税額により負担額を決定し、口座引落又は納付書により、市指定金融機関へ納入していただきます。(負担額の決定は毎年7月)

利用者世帯の階層区分	1ヶ月当たりの費用
生活保護法による被保護者世帯	無料
生計中心者の前年市民税非課税世帯	無料
生計中心者の前年市民税均等割世帯	1,500円
生計中心者の前年市民税所得割世帯	2,600円

※申込資格・・・9ページの⑫を参照。

※対象団地・・・与力団地

※お問い合わせ先

松山市役所介護保険課 基幹型地域包括支援センター
TEL：089-948-6949